

入札説明書

「業務用自動車賃貸借契約」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法：一般競争入札とする。
- (2) 件名：業務用自動車賃貸借契約
- (3) 契約期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日までの60ヶ月
- (4) 納入日：令和6年4月1日（月）
- (5) 納入場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (6) 仕様書：別紙のとおり

2 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社、支社、支店、事業所等を有していること、並びに、契約に関する事務をこれら沖縄県内の事業所等で行う者であること。
- (5) 過去2箇年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県

内の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した又は履行していること。

4 入札説明書に対する質問及び回答

入札に参加しようとする者は、書面により質問をすることができる。

- (1) 質問期間：令和6年3月1日（金）から令和6年3月7日（木）
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時
- (3) 提出方法：書面（別紙質問票）を持参、郵送、電送（メールやFAX）により提出すること。
- (4) 回答方法：令和6年3月8日（金）までに書面にて行う。
- (5) 問合せ及び提出先：沖縄県土木建築部 住宅課 管理班（担当：泉水）

5 入札の日時及び場所、入札書の提出方法

入札書は持参により提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。

- (1) 入札日時：令和6年3月15日（金）午後2時30分
- (2) 入札場所：沖縄県庁 11階 入札室

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。
なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札候補者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。
代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が証した書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

10 その他留意事項

- (1) 本入札における契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」）の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された確認申請書は返却しない。なお、提出された確認申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された確認申請書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。